教育委員会定例会資料
令和８年８月２７日
学　校　教　育　課

第 40 回東北地区私立幼稚園教員研修大会八戸大会について

１．主　　催　（一財）私学研修福祉会
（一社）全日本私立幼稚園連合会
（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

２．共　　催　八戸市、八戸市教育委員会

３．日程内容
令和８年９月４日（金）　開会行事及び記念シンポジウム（八戸グランドホテル）

令和８年９月５日（土）　公開保育・施設見学と各分科会（八戸市中心街等）

	内　容	場　所
第１分科会	ポスター発表	八戸ポータルミュージアム
第２分科会	こどもと砂場	マチニワ
第３分科会	こどもと言葉	八戸ブックセンター エスタシオン
第４分科会	デジタル時代の幼児教育	八戸市美術館
第５分科会	模写から考えるこどもの造形活動	八戸市美術館
第６分科会	○△□　創作の原点	南部会館
第７分科会	こども支援センター見学と 特別支援教育の実践	八戸ポータルミュージアム
第８分科会	ＥＣＥＱ®（イーセック）公開保育	認定こども園 こもれびのもり幼稚園

※ＥＣＥＱ®(イーセック)・・・公開保育を活用した幼児教育の質向上システム

４．対　　象　東北地区の全日本私立幼稚園連合会会員　６６５人(7 月 31 日現在)

５．八戸市教育委員会 参加分科会
第１分科会　ポスター発表
・『幼保小の架け橋プログラム』　教育指導課　主任指導主事　岩城淳史
・『海洋ＳＴＥＡＭ教育』　教育指導課　副参事兼主任主導主事　古舘直樹
第７分科会　八戸市こども支援センターの施設見学

６．そ の 他
中心街で開催する第１分科会から第６分科会及び第７分科会の俊文書道会の皆様による書道のパフォーマンスについては、一般の方も見学可能。

令和８年度全日本私立幼稚園連合会
第40回東北地区
私立幼稚園教員研修大会八戸大会

第二次案内

令和８年９月４日(金)～５日(土)

大会テーマ

創りだそう！こどもの未来を拓く、良質な乳幼児期の教育を
届けよう！こどもと共に生きるよろこびを

だ・か・ら

マチナカを幼稚園に

東北地区の保育者が一堂に会し、共に学び、共に語り合う時間を持つことの意義をあらためて問い直しながら、令和というこの時代に「こどもがまんなか」である研修会を開催することにより、「こどもと共に生きるよろこびを」私たちだけではなく、社会全体に伝えることの重要性を表現したい、子どもたちと共に生きるという生活の豊かさを、「マチナカを幼稚園に」することで多くの人に伝えたいと考え、このたびの大会は地域の資源を活用し中心街にて開催いたします。幼児教育の中心にある「あそびはまなび」という抽象的な言葉を、目の前で繰り広げられる保育実践を通して、学びの奥深さを皆様と共有したいと考えています。八戸市での開催は平成18年以来、20年ぶり。皆様にお目にかかり、共に学び合うことができますよう、多くの皆様の参加をお待ちいたしております。

一般社団法人　青森県私立幼稚園連合会会長　山西幸子

1	主　催	（一財）私学研修福祉会 （一社）全日本私立幼稚園連合会 （一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
2	共　催	八戸市・八戸市教育委員会
3	協　力	全日本私立幼稚園連合会東北地区会
4	実　施	（一社）青森県私立幼稚園連合会
5	後　援	青森県（予定）・青森県教育委員会・八戸商工会議所 （一財）VISIT はちのへ・㈱デーリー東北新聞社・㈱八戸テレビ放送
6	協　賛	㈱ルナサンド・㈱フレーベル館
7	日　程	令和８年９月４日（金）～５日（土）

一日目　９月４日（金）

・東北地区会運営委員会　八戸グランドホテル
・シンポジウム事前打合せ会　八戸グランドホテル
・開会行事　八戸グランドホテル
・各分科会助言者による記念シンポジウム　八戸グランドホテル
「マチナカが幼稚園！」～私たちが考える幼稚園のこれから～

八戸グランドホテル

POINT

第１分科会から第７分科会までの助言者の皆様と、「地域と乳幼児教育」について語り合います。少子時代にあって、私たち幼稚園が果たす役割と可能性についてあらためて考えながら幼稚園の未来を描きます。

子どもたちに寄り添う保育者のウエルビーイングと共に。

・記念懇親会：19ページ参照

二日目　９月５日（土）

・ポスター発表と協議会（ポータルミュージアムはっち）
・公開保育と協議会
（マチニワ・八戸ブックセンター・八戸市美術館・南部会館・エスタシオン）
・見学と協議会
（八戸市こども支援センター・ポータルミュージアムはっち）
※街中から往復バスを運行します。ご利用の際には申込書に☑をお願いします。
・ECEQ®公開保育（認定こども園こもれびのもり幼稚園）
※街中から往復バスを運行します。ご利用の際には申込書に☑をお願いします。
・各会場にて閉会

8　タイムスケジュール　　★研修スタンプ発行時間

＜1日目＞

	11:00 ～	13:00 ～	14:00 ～ 14:40	15:00 ～ 16:30	17:30 ～
4日(金)	東北地区会運営委員会 シンポジウム事前打ち合わせ会 昼食	受付	開会行事	記念シンポジウム （★90分）	懇親会

＜2日目＞

5日(土)	第1～6分科会					
	9:30 ～	10:00 ～ 11:30	11:30 ～ 13:30	13:30 ～ 15:30		
	受付	保育見学 （★90分）	※各会場巡り（★30分） 昼食	協議会 （★120分）	閉会	
	第7分科会					
	9:30 ～	9:50 ～ 11:20	11:20 ～ 13:30	13:30 ～ 15:30		
	受付	こども支援センター見学 俊文書道会実践見学 （2グループに分かれての見学） （★90分）	移動 ※各会場巡り（★30分） 昼食	協議会 （★120分）	閉会	
	第8分科会					
	9:00 ～	9:30 ～	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 14:30	14:30 ～ 15:30
	受付	オリエンテーション	保育見学	昼食	分科会	全体会　閉会

POINT

5日11時30分～13時30分はマチナカで各分科会会場を巡ったり、昼食時間としてお過ごしください。『※各会場巡り』では、F分野「地域の資源を知る」の一貫として、ご自身の登録分科会ではない他分科会の会場を自由に見学できます。各会場の『※各会場巡り』QRコードで受付し事後のレポート提出で研修スタンプの発行となります。

『※各会場巡り』QRコードは11時30分～13時の時間帯のみ貼り出し、研修時間30分でスタンプを発行します。（30分以上の見学でも研修時間は30分）

POINT　5日の昼食について

5日の11時30分～13時30分には街中の飲食店の他、各所にキッチンカーが出店しています。

Pizza217　　55キッチン



（一社）青森県私立幼稚園連合会（青私幼）の公認キャラクター「ポットちゃん」。県内の幼稚園の先生方から応募された作品の中から見事、1位となったポットちゃん。青私幼の活動を応援するポットちゃんが東北大会をご案内します。

9　各分科会のご案内

分科会 定員	内容・会場	公開園・助言者等
第1 分科会 150人	**ポスター発表** （B2） ポータルミュージアムはっち1階	午　前：ポスター発表 午　後：助言者より園内研修について ※参加者とのやりとりを含む 助言者：武蔵野大学 教授　箕輪 潤子 先生
第2 分科会 100人	**こどもと砂場** （B3） 公開保育／協議会 マチニワ	午　前：公開保育 認定こども園八戸文化幼稚園 午　後：助言者を交えての協議 助言者：同志社女子大学 名誉教授　笠間 浩幸 先生
第3 分科会 30人	**こどもと言葉** （E4） 公開保育／八戸ブックセンター 協議会／エスタシオン1階	午　前：公開保育　イメルダ幼稚園 午　後：助言者を交えての協議 助言者：（一財）全日本私立幼稚園 幼児教育研究機構 理事長　安家 周一 先生
第4 分科会 80人	**デジタル時代の幼児教育** （E2） 公開保育／協議会 八戸市美術館	午　前：公開保育　千葉幼稚園 午　後：助言者を交えての協議 助言者：八戸学院大学短期大学部 こども教育学科 教授　野口 和也 先生
第5 分科会 80人	**模写から考えるこどもの造形活動** （D1） 公開保育／協議会 八戸市美術館	午　前：公開保育 八戸学院聖アンナ幼稚園 午　後：助言者を交えての協議 助言者：佐賀女子短期大学 准教授　佐貫　巧 先生
第6 分科会 70人	**○△□　創作の原点** （B3） 公開保育／協議会 南部会館	午　前：公開保育　みどり幼稚園 午　後：助言者を交えての協議 助言者：からくり作家 高橋みのる 先生
第7 分科会 50人	**こども支援センター見学と特別支援教育の実践** （D3）マネジメント分野 見学／八戸市こども支援センター 協議会／はっち2階	午　前：施設見学と書道の実践見学 午　後：助言者を交えての協議 助言者：ボランティア書道教室 俊文書道会　西里 俊文 先生
第8 分科会 70人	**ECEQ®公開保育** （B2）マネジメント分野 認定こども園 こもれびのもり幼稚園	午　前／公開保育 認定こども園 こもれびのもり幼稚園 午　後／分科会・全体会 ECEQ®メインコーディネーター 後藤 光葉 先生 ECEQ®サブコーディネーター 安家　匠 先生

- 八戸駅からマチナカまで車・タクシーで２５分
- 本八戸駅から会場までは徒歩

本八戸駅

徒歩5分



南部会館
第6分科会
（公開保育・協議会）

第5分科会
（公開保育・協議会）

第4分科会
（公開保育・協議会）

南エントランス

市役所

青森みちのく銀行

P キッチンカー

2F
協議会会場
第7分科会（午後）
会場：はっち2階
俊文書道会
作品展示会

1F
発表会場
ポスター
発表会場
第1分科会
（ポスター発表）
会場：はっち1階
分科会会場



シャトルバス発着場所
八戸グランドホテル玄関前

キッチンカー

入口

八戸市美術館
南エントランスから
お入りください

徒歩15分

徒歩10分

八戸グランドホテル
全体会（1日目）9月4日



さくら野

第3分科会（午後）
（協議会）
エスタシオン

第2分科会
（公開保育・協議会）
マチニワ



徒歩13分

はっち

ブックセンター
第3分科会（午前）
（公開保育）





第7分科会（午前）
会場
八戸市こども支援センター
（八戸市総合保健センター内）



第8分科会
（ECEQ®公開保育）
会場
こもれびのもり幼稚園

教育委員会定例会資料
令和８年８月 27 日
教育委員会学校教育課

八戸市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画【概要版】

１　計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

令和７年６月公布の「給特法等一部改正法」（令和７年法律第68号）が令和８年４月１日に施行され、教育委員会は、文部科学大臣の指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされた。

当市では、令和２年９月に「八戸市立小・中学校教育職員の働き方改革に係る指針」を策定し、取組を進めてきたが、国の制度改正を踏まえ、教育職員の勤務状況の更なる改善、健康の確保及び自己研鑽の時間の時間の充実を図るため、本計画を策定する。

なお、本計画は教育職員を対象とし、教育職員以外の職員についても、時間外労働の限度時間を遵守するとともに、業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図る。

（２）八戸市の現状

これまで実施してきた主な取組については、次のとおりである。

■令和７年度までに実施してきた主な取組	
人的支援体制の充実	○スクールカウンセラーの配置と活用 ○スクールソーシャルワーカーの配置と活用 ○特別支援アシスタント・看護支援員の配置と活用 ○小学校理科観察実験アシスタントの配置と活用 ○スクール・サポート・スタッフの配置と活用 ○校内教育支援センター支援員の配置と活用 ○部活動指導員の配置と活用 ○地域学校連携協議会（コミュニティ・スクール）を活用した地域人材の活用
校務の効率化を図る取組	○校務支援システムの導入と活用 ○保護者連絡アプリ「tetoru」の導入と活用 ○会議資料等のペーパーレス化の推進 ○各種調査・アンケートの電子化
教育活動・学校運営の充実	○市内一斉修学旅行の日数の変更　（小学校１泊２日、中学校２泊３日） ○校内教育支援センターの設置　　（モデル校　小・中各５校） ○行事の精選・見直しの推進 ○教育課程の工夫・日課表の見直し ○会議内容の精選及び時間短縮を推進
勤務環境・健康管理の充実	○勤務時間外の自動音声による電話対応の導入・活用 ○市内一斉「ノー早出・残デー」の実施 ○健康自己管理システムの導入と時間外在校等時間の把握

	○学校閉庁日の実施（８月 13～16 日の４日間） ○「学校施設開放予約システム」による学校施設開放の実施 ※学校を介さずに施設予約が可能 ○ストレスチェックの実施 ○年次休暇・夏季休暇等の取得推進
部活動改革の推進	○「小学校スポーツ・文化活動、中学校部活動指針」の策定 ○小学校部活動から、地域・保護者主体の活動への展開 ○中学校部活動の地域展開 ・中学校合同部活動の実施 ・八戸市地域クラブ活動の実施 ○「中学校における休日の部活動の地域展開推進計画」の策定及び実施

（３）取組の結果

①時間外在校等時間の割合（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた年平均）

令和５年度	小学校	中学校	全体
月 45 時間以下	**73.5%**	**50.6%**	**62.1%**
月 80 時間以下	97.4%	89.3%	93.4%
令和６年度	小学校	中学校	全体
月 45 時間以下	74.3%	52.2%	63.3%
月 80 時間以下	97.4%	83.9%	90.7%
令和７年度	小学校	中学校	全体
月 45 時間以下	**80.5%**	**56.6%**	**68.6%**
月 80 時間以下	98.4%	87.6%	93.0%

②時間外在校等時間の推移（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた年平均）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小　学　校	33 時間 36 分	32 時間 40 分	29 時間 48 分
中　学　校	49 時間 14 分	47 時間 57 分	44 時間 53 分
全　　体	**41 時間 25 分**	**40 時間 19 分**	**37 時間 21 分**

※③～⑦は省略　本実施計画を参照

２　目標

（１）時間外在校等時間に関する目標

◆短期目標（令和９年度末まで）

・【小学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 29 時間以内とする。

・【中学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 44 時間以内とする。

◆長期目標（令和 11 年度末まで）

・【小学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 27 時間以内とする。

・【中学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 43 時間以内とする。

※上記目標に係る補助資料

短期目標	Ｒ７（現状値）	Ｒ９（目標値）	Ｒ７→Ｒ９
１年間における１箇月時間外在校等時間（小学校）	29 時間 48 分	29 時間以内	削減率 2.68%
１年間における１箇月時間外在校等時間（中学校）	44 時間 53 分	44 時間以内	削減率 1.97%

長期目標	Ｒ７（現状値）	R11（目標値）	Ｒ７→R11
１年間における１箇月時間外在校等時間（小学校）	29 時間 48 分	27 時間以内	削減率 9.4%
１年間における１箇月時間外在校等時間（中学校）	44 時間 53 分	42 時間以内	削減率 6.42%

３　計画の期間　　令和８年 10 月から令和 11 年年度までとする。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

・通学路の見守り活動については、保護者・地域住民による活動を推進する。
・放課後から夜間の見守りは、警察や地区青少年生活指導協議会等による巡回に委ねる。
・学校徴収金の口座振替方式への移行を推進する。
・学校だけでは困難な事案に対して、学校法務研修の活用、警察との連携を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

・教育委員会から学校へ依頼する調査・通知等の精査、縮減・簡素化・合理化を図る。
・「共同学校事務室」による支援体制を維持する。
・学校施設開放について、市教育委員会による管理を継続。学校プールの管理負担軽減と効率化・安全な運営体制を推進する。
・部活動指導員の配置を拡充するとともに、学校規模に応じた部活動数の見直しを促進する。
・「中学校における休日の部活動の地域展開推進計画」に基づき、休日の部活動の地域展開を進め、部活動の平日化を進める。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

・栄養教諭等の専門性を活用するとともに、食に関する指導の役割分担を明確化する。
・スクール・サポート・スタッフを全ての市立小・中学校に配置し、授業準備や採点作業等の負担を軽減する。
・校務支援システムやテストの自動採点等の活用により、採点・成績処理を効率化する。
・小学校の一部教科担任制・専科指導を推進し、授業準備の負担軽減を図る。
・行事の精選・内容の見直し、外部人材等の活用により、行事運営を効率化する。
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知見を活用し、校内の連携や協働による支援体制を強化する。
・特別支援アシスタント、看護支援員、医療・福祉に関する専門的人材を拡充する。

（２）学校における措置の推進

・年間総授業時数及び週当たりの授業時数は、真に必要な時数となるよう設定し、標準授業時数を大幅に上回る場合は見直す。
・学校行事の精選・内容の見直しを進める。
・日課表を改善し、ねらいが形骸化した取組や効果が見込めない活動を見直す。
・勤務状況を的確に把握し、業務の優先順位を明確化した上で、校務分掌の見直しを行う。
・地域や保護者等の協力が必要な業務については、地域学校連携協議会等において、役割分担や協力の在り方を検討する。
・ＩＣＴ等を活用し、教材の協働作成・共有を促進する。
・デジタル技術を活用して文書管理・出欠確認を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」の自己点検達成率 80％を目標とする。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

・時間外在校等時間が１箇月 100 時間以上又は２～６箇月の月平均 80 時間を超えた教育職員に、健康相談医による面接指導を実施する。
・11 時間を目安とした勤務間インターバルの確保に取り組む。
・ストレスチェック実施率 100％を目標とし、集団分析結果等を活用して職場環境を改善する。
・年次有給休暇５日以上、夏季休暇５日以上の取得が図られるようにする。
・学校の「ノー早出・残デー」の実施を更に推進し、時間外在校等時間の縮減を図る。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

・市教育委員会は、教育職員の在校等時間を把握し、校種別の時間外在校等時間の平均を年４回（６・９・12・３月）市ホームページに公表するとともに、定例教育委員会、総合教育会議、校長会において報告する。
・市教育委員会は、児童生徒の支援に当たる医療・福祉人材の確保に向け、県・市の関係機関や関係部局と連携する。
・市教育委員会は、本実施計画に基づき、各学校の状況を確認し、課題がある場合は聞き取り・指導等を行う。
・本実施計画の周知や管理職向けマネジメント研修等を充実させ、教育委員会による支援を強化する。
・各学校は、管理職のリーダーシップの下、地域学校連携協議会における協議等を踏まえ、本計画に基づく働き方改革を実施する。
・各学校は、働き方改革の取組及び時間外在校等時間について、地域学校連携協議会（コミュニティ・スクール）において報告する。
・各学校は、保護者・地域に対し、「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置を周知し、具体の項目について協力が得られるよう働きかける。

八戸市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年10月

八戸市教育委員会

目　次

１　計画の趣旨・現状
（1）計画の趣旨・・　1
（2）八戸市の現状・・・　1
（3）取組の結果・・　3

２　目標
（1）時間外在校等時間に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

３　計画の期間・・　5

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容
（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（2）学校における措置の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組・・・・・・・・・・・　8

５　関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・　8

１　計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

令和７年６月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）は、令和８年４月１日に施行された。

給特法等一部改正法第１条により、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）」第８条第１項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第７条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされた。

当市においては、令和２年９月に「八戸市立小・中学校教育職員の働き方改革推進に係る指針」（以下「市指針」という。）を策定し、令和３年６月に一部改訂を行いながら取組を推進してきた。

しかしながら、国の制度改正を踏まえ、教育職員の勤務状況を更に改善するとともに、健康の確保や自己研鑽の時間の充実を図り、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が一層求められている。

このことを踏まえ、八戸市教育委員会では、教育職員の働きやすさと働きがいの両立を図り、全ての子どもたちの更なる成長につなげていくことを目的として、本計画を策定する。

なお、本計画は、給特法第２条第２項に規定する教育職員を対象とする。ただし、教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく 36 協定の適用対象であり、同協定に定める時間外労働の限度時間を遵守するものとする。併せて、当該職員についても、業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図る。

(2)八戸市の現状

当市では、令和３年６月に改訂した市指針に基づき、学校教育の水準の維持向上を図るとともに、教育職員の健康保持・福祉の充実及び教育職員が児童生徒と向き合う時間を確保することを目的として、働き方改革を推進してきた。

市指針の中では、教育職員の時間外在校等時間の上限を「１箇月 45 時間以内、年 360 時間以内」と定め、その達成に向けて、人的支援やＩＣＴ活用による業務改善、教育活動や学校運営の見直し、職場環境の改善や部活動改革等について、様々な取組を計画的に実施してきた。

これまで実施してきた主な取組については次のとおりである。また、これらの取組による結果や成果については、その下に示すとおりである。

■令和７年度までに実施してきた主な取組	
人的支援体制の充実	○スクールカウンセラーの配置と活用 ○スクールソーシャルワーカーの配置と活用 ○特別支援アシスタント・看護支援員の配置と活用 ○小学校理科観察実験アシスタントの配置と活用 ○スクール・サポート・スタッフの配置と活用 ○校内教育支援センター支援員の配置と活用 ○部活動指導員の配置と活用 ○地域学校連携協議会（コミュニティ・スクール） を活用した地域人材の活用
校務の効率化を図る取組	○校務支援システムの導入と活用 ○保護者連絡アプリ「tetoru」の導入と活用 ○会議資料等のペーパーレス化の推進 ○各種調査・アンケートの電子化
教育活動・学校運営の充実	○市内一斉修学旅行の日数の変更 ※小学校１泊２日、中学校２泊３日 ○校内教育支援センターの設置（モデル校　小・中各５校） ○行事の精選・見直しの推進 ○教育課程の工夫・日課表の見直し ○会議内容の精選及び時間短縮を推進
勤務環境・健康管理の充実	○勤務時間外の自動音声による電話対応の導入・活用 ○市内一斉「ノー早出・残デー」の実施 ○健康自己管理システムの導入と時間外在校等時間の把握 ○学校閉庁日の実施（８月 13～16 日の４日間） ○「学校施設開放予約システム」による学校施設開放の実施 ※学校を介さずに施設予約が可能 ○ストレスチェックの実施 ○年次休暇・夏季休暇等の取得推進
部活動改革の推進	○「小学校スポーツ・文化活動、中学校部活動指針」の策定 ○小学校部活動から、地域・保護者主体の活動への展開 ○中学校部活動の地域展開 ・中学校合同部活動の実施 ・八戸市地域クラブ活動の実施 ○「中学校における休日の部活動の地域展開推進計画」の策定及び実施

（3）取組の結果

①時間外在校等時間の割合（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた年平均）

令和５年度	小学校	中学校	全体
月 45 時間以下	73.5%	50.6%	62.1%
月 80 時間以下	97.4%	89.3%	93.4%
令和６年度	**小学校**	**中学校**	**全体**
月 45 時間以下	74.3%	52.2%	63.3%
月 80 時間以下	97.4%	83.9%	90.7%
令和７年度	**小学校**	**中学校**	**全体**
月 45 時間以下	80.5%	56.6%	68.6%
月 80 時間以下	98.4%	87.6%	93.0%

②時間外在校等時間の推移（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた年平均）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小　学　校	33 時間 36 分	32 時間 40 分	29 時間 48 分
中　学　校	49 時間 14 分	47 時間 57 分	44 時間 53 分
全　　体	41 時間 25 分	40 時間 19 分	37 時間 21 分

③ストレスチェック回答状況（当市の教育職員及び事務職員等の回答の推移）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
回　答　率	81.5%	82.1%	89.2%
高ストレス率	8.2%	8.5%	10.3%

④年次休暇取得日数（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた休暇取得の推移）

	１人当たりの日数	取得５日未満
令和５年１月～12 月	約　14.1 日	73 人
令和６年１月～12 月	約　13.5 日	50 人
令和７年１月～12 月	約　13.6 日	50 人

⑤子どもと向き合う時間が十分に確保できていると感じるか。（令和７年度県調査）

	肯定的	否定的
小学校	56.0%	44.0%
中学校	48.9%	51.1%

⑥働くに当たって、勤務時間を意識していますか。（令和７年度県調査）

	肯定的	否定的
小学校	86.9%	13.1%
中学校	73.8%	26.2%

⑦負担感や多忙感を解消してほしいと思う業務（令和７年度県調査）

小学校担任等	・支援が必要な児童への対応 ・生徒指導 ・会計業務 ・調査への回答や報告書等の作成 ・採点、学習評価、成績処理 ・分掌業務

中学校担任等	・部活動等に係る指導・引率 ・支援が必要な児童への対応 ・生徒指導 ・調査への回答や報告書等の作成 ・分掌業務 ・教育研究会の事務局業務

【取組による成果と課題】

当市のこれまでの取組により、時間外在校等時間は減少傾向にあり、一定の成果が見られる。年次休暇の取得促進や勤務時間に対する意識の向上も進んでいる一方で、業務負担の偏在や高ストレス者の増加などの課題が見られるほか、子どもと向き合う時間が十分に確保されていない状況にあるため、調査や報告業務の精選を始め、生徒指導や部活動に係る負担軽減を図るなど、業務改善を一層推進する必要がある。

２　目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

◆短期目標（令和９年度末まで）

【小学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 29 時間以内とする。

【中学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 44 時間以内とする。

◆長期目標（令和 11 年度末まで）

【小学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 27 時間以内とする。

【中学校】１年間における１箇月の時間外在校等時間の市全体の平均を 43 時間以内とする。

※上記目標に係る補助資料

短期目標	Ｒ７（現状値）	Ｒ９（目標値）	Ｒ７→Ｒ９
1 年間における１箇月の 時間外在校等時間（小学校）	29 時間 48 分	29 時間以内	削減率 2.68%
1 年間における１箇月の 時間外在校等時間（中学校）	44 時間 53 分	44 時間以内	削減率 1.97%

長期目標	Ｒ７（現状値）	Ｒ11（目標値）	Ｒ７→Ｒ11
1 年間における１箇月の 時間外在校等時間（小学校）	29 時間 48 分	27 時間以内	削減率 9.4%
1 年間における１箇月の 時間外在校等時間（中学校）	44 時間 53 分	42 時間以内	削減率 6.42%

※在校等時間の定義

在校等時間とは、超勤４項目以外の業務を含め、教育職員が在校している時間を基本とし、次の①及び②を加え、③及び④を除いた時間をいう。

なお、教育職員の時間外勤務命令は「超勤４項目」に限定されるが、校長の命令の有無にかかわらず、勤務時間外に校務として行う業務は学校教育活動に関する業務であり、これらの時間を含めて勤務実態を把握する必要がある。

☆在校等時間の算定式

在校等時間　＝　（在校している時間＋①＋②）－（③＋④）

☆加算する時間（①・②）

①校外において職務として行う研修、児童生徒の引率等に従事する時間

②テレワークの時間

☆控除する時間（③・④）

③自己研鑽や業務外の活動に充てる時間（勤務時間外）

④休憩時間

３　計画の期間

令和８年 10 月から令和 11 年度までとする。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

ア　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・各地域の実情を踏まえつつ、地域学校連携協議会やＰＴＡ等を通じて、保護者及び地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、警察や地区青少年生活指導協議会、地区防犯協会等による巡回に委ねる。

ウ　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

・学校徴収金については、事務の効率化及び安全性の確保の観点から、銀行等の口座振替方式への移行を促進する。

エ　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・学校だけでは対応が困難な事案については、教育委員会等が実施する学校法務研修の講師を活用するとともに、警察等の関係機関に相談できる体制を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

ア　調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等については、その必要性や内容の精査を行い、調査の縮減や調査方法の簡素化・合理化を図る。

・学校事務体制の強化のため、「共同学校事務室」による支援体制を維持する。

イ　体育・運動等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

・学校体育館や校庭の施設開放については、引き続き、市教育委員会が管理を行い、Web サイトによる「学校施設開放予約システム」の利用方法について見直しを進め、より一層の学校の負担軽減を図る。

・学校プールについては、管理業務の負担軽減を図るとともに、効率的かつ安全な運営体制に向けた取組を推進する。

ウ　部活動（「３分類」⑬関係）

・部活動指導員の配置拡充を段階的に進め、専門性の確保及び教育職員の負担軽減を図るとともに、学校規模（教育職員数）に応じた適切な部活動数の見直しを促進する。

・市が別に定める「中学校における休日の部活動の地域展開推進計画」に基づき、休日の部活動については、可能な限り地域展開を実施し、部活動の平日化を進める。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア　給食の時間における対応（「３分類」⑭関係）

・食に関する指導については、栄養教諭等の専門性を活用し、指導の充実を図る。併せて、当該指導に係る役割分担を明確化し、教育職員の負担軽減を図る。

イ　授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全ての市立小・中学校に配置し、教育職員の業務負担の軽減を図る。

・校務支援システムの機能活用を促進するとともに、テストの自動採点等の技術の活用を進めることで、採点作業及び成績処理に係る事務の効率化を図り、教育職員の負担軽減につなげる。

・小学校においては、一部教科担任制や専科指導の導入を推進し、授業の充実と教育職員の授業準備の負担軽減を図る。

ウ　学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）

・行事の精選及び内容の見直しを進めるとともに、役割分担の明確化を徹底することにより、準備作業の削減及び負担の偏在防止を図る。

・地域の外部人材やスクール・サポート・スタッフの活用を促進することにより、行事の運営に係る業務の効率化を図り、教育職員の負担軽減につなげる。

エ　支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連絡を密にし、専門的な知見を活用するとともに、校内の連携・協働による支援体制の強化を図る。

・特別支援アシスタントや看護支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①各学校の教育課程における年間総授業時数及び週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階において、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

②学校行事については、教育的価値を十分に踏まえ、精選及び内容の見直しを進める。

③日課表の改善を図るため、当初のねらいが形骸化した取組や十分な効果が見込めない活動を見直し、勤務時間内に教育活動を効果的に実施できるよう工夫する。

④教育職員の勤務状況を的確に把握し、業務の優先順位を明確化する。その上で、適正な業務量となるよう校務の精選を行い、組織マネジメントを通じて最適な校務分掌を見直す。

⑤地域や保護者等の協力が必要な業務については、地域学校連携協議会等において、役割分担や協力の在り方を検討する。

⑥ＩＣＴ等の活用により、教材の共同作成・共有を促進し、教材研究における同僚性を組織的に機能させる。業務の重複を省き、効率的な授業準備体制を構築する。

⑦デジタル技術の活用により、文書管理及び出欠管理等の校務の効率化を図り、「GIGAスクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検の達成率について、80％を目標とする。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①１箇月の時間外在校等時間が 100 時間以上又は２～６箇月の平均が 80 時間を超えた教育職員に対し、健康相談医による面接指導を実施する。

※健康相談医とは、八戸地域産業保健センターにおいて相談に応じる八戸市医師会に所属する産業医をいう。また、八戸市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和 46 年八戸市教育委員会規則第３号）第７条の規定に基づき、各学校の校医に相談し助言を求めることができる。

②11 時間を目安とした勤務間インターバルの確保に取り組む。

③ストレスチェックの実施率を 100％にするとともに、実施後の集団分析結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。

④心身の健康に関する相談窓口を設置する。（健康相談医）

⑤年次有給休暇及び夏季休暇の取得（年次有給休暇５日以上、夏季休暇５日）が図られるよう、夏季休業中の勤務体制や平日であっても休暇が取得しやすい職場環境づくりなど、各学校における取組を推進する。

⑥学校の「ノー早出・残デー」の実施を推進し、時間外在校等時間の縮減を図る。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

（1）取組の実効性を確保するため、市立小・中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、校種別に市全体の時間外在校等時間の平均について、年４回（６月・９月・12 月・３月）、市ホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。また、校長会において結果を提供し、各学校における取組の促進を図る。

（2）学校で児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、児童相談所やこども家庭相談室等、県及び市の関係機関や関係部局と連携して取組を進める。

(3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等を活用して把握する。

(4) 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、当該学校に対して聞き取り及び指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかな改善を目指し、個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組を推進するため、様々な機会を通じて本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント研修等の充実を図るなど、教育委員会による支援を強化する。

また、各学校においては、校長を始めとする管理職のリーダーシップの下、地域学校連携協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

なお、各学校においては、本計画の趣旨を踏まえた働き方改革の取組及び教育職員等の時間外在校等時間について、地域学校連携協議会（コミュニティ・スクール）において報告する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の自治会等に対して、市における「業務の３分類」を始めとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう働きかけを行う。

【別紙1】

教育委員会定例会資料
令和８年８月２７日
教育委員会学校教育課

自然災害発生時及び防災気象情報発表時の対応について

令和8年8月策定　八戸市教育委員会

1　基本的な時間設定・共通理解

◆共通理解1:「自宅」扱い　16:30～翌8:00

※小・中学校・学年により下校時刻は異なるが、上記の時間帯を市内統一で「自宅」扱いとする。
※児童生徒が16:30前に帰宅した場合でも、16:30までは「在校時」の扱いとする。

◆共通理解2「在　校　時」:8:00～16:30

※16:30以降も児童生徒が在校している(中学校部活動含む)時に災害が発生した場合は、「在校時」の扱いとする。

◆共通理解3:「原則」

※基本的には市内一斉臨時休業とする。ただし、災害等の状況を踏まえ、市教育委員会の判断により臨時休業としない場合がある。

◆共通理解4:「校長判断」

※校長は、学区の地理的条件や気象情報、学校施設の被害状況や通学路の状況等を総合的に勘案し、以下のとおり必要な措置を講じること。
「臨時休業」「自宅待機」「避難所へ移動」「校内待機」「授業打切り」「保護者引渡し」「集団下校」「安全確認後の下校」「通常どおり」等

2　災害・気象情報別の対応基準

気象台が発表する防災気象情報

新しい防災気象情報

種　類	大　雨		河川氾濫・土砂災害・高潮	
	自宅	在校時	自宅	在校時
【レベル5】特別警報	○市内一斉臨時休業 【翌日又は当日】	○校長判断	○校長判断	
【レベル4】危険警報	○原則 市内一斉臨時休業 【翌日又は当日】	○校長判断		
【レベル3】警　報	○校長判断			
【レベル2】注意報	○通常　※学区の状況によっては校長判断		○通常　※学区の状況によっては校長判断	

種　類	暴風・波浪・大雪・暴風雪	
	自宅	在校時
特別警報	○市内一斉臨時休業　【翌日又は当日】 ※波浪特別警報のみは、市内一斉臨時休業とはせず、校長判断	○校長判断
警　報	○校長判断	
注　意　報	○通常　※学区の状況によっては校長判断	

種類	震度5弱以上		震度4以下	
	自宅	在校時	自宅	在校時
地　震	○原則 市内一斉臨時休業【翌日】 ■21時～8時の間に地震発生の場合 市内一斉臨時休業	○校長判断 ※校舎内外の被災状況、通学路の安全確認等を踏まえて判断	○通常 ※学区の状況や津波発生、避難所開設等によっては校長判断	

種類	大津波警報		津波警報・注意報	
	自宅	在校時	自宅	在校時
津　波	○市内一斉臨時休業	○校長判断 ※地理的条件や津波到達時刻を踏まえて判断	○校長判断	○校長判断

種類	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
熱中症	・前日の14時頃をめどに発表された場合	・前日又は当日の朝に発表された場合
	○翌日が平日の場合　→市内一斉臨時休業 ○翌日が週休日等の場合→教育活動や部活動など全ての活動を中止 ※部活動等の大会やコンクールは、主催者と確認の上、校長判断	○通常 ※但し、暑さ指数（WBGT）を踏まえて、活動の有無を判断 ○週休日等は部活動を中止 ※部活動等の大会やコンクールは、主催者と確認の上、校長判断

3　緊急時の連絡体制・留意事項

緊急時の連絡	○市内一斉臨時休業とする場合は、市教育委員会から学校へは「Govatt」の内部メールで、保護者には「学校安全情報配信メール」で連絡する。 ○校長判断で臨時休業や自宅待機、保護者引渡し等の措置を講じる際は、学校安全情報配信メール又は、保護者連絡用アプリ「tetoru」を通じて保護者へ連絡すること。 ○校長判断で臨時休業や授業打ち切り、保護者引渡し等の措置を講じる際は、市教育委員会（学校教育課）にも速やかに報告すること。 ○児童生徒の「安全確保」「不安」により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、欠席扱いとしないこと。

【別紙２】

教育委員会定例会資料
令和８年８月 27 日
教育委員会学校教育課

自然災害発生時及び防災気象情報発表時の対応に係る補足説明

１　校長判断について

学区の地理的条件や気象情報、学校施設の被害状況や通学路の状況等を総合的に勘案し、児童生徒の安全を最優先とした以下のような措置を講じること。

【対応例】
・臨時休業　・自宅待機　・授業打ち切り　・校内待機　・安全確認後の下校
・集団下校　・保護者引渡し　など

２　自然災害発生時及び防災気象情報発表時に係る留意事項について

（１）登下校時の安全確保

・朝の時間帯に災害が発生し、「市内一斉臨時休業」となった場合でも、登校中又は登校後の児童生徒への対応について、教職員で事前に共通理解を図るとともに、保護者に周知すること。
・登下校中に災害が発生した際の身の守り方や避難方法について、「防災ノート」等を活用し、児童生徒に計画的に指導すること。

（２）児童生徒の安否確認等

・登下校中に震度５弱以上の地震や大津波警報（沿岸部においては津波警報）が発表された場合は、速やかに児童生徒の安否確認を行うこと。
・在宅時に震度５弱以上の地震や特別警報等が発表された場合は、原則として、児童生徒の登校時に健康状態及び自宅の被害状況等を確認すること。
・ただし、学区内で建物被害が発生するなど、人的被害が想定される場合は、校長判断により、速やかに児童生徒の安否確認を行うこと。

（３）措置を講じる際の情報共有・連絡及び連携

・校長の判断により、臨時休業や授業打ち切り、保護者への引渡し等の措置を講じる場合は、中学校区で十分に情報共有を図り、連携して対応すること。
・措置を講じる際は、必要に応じて地域の関係団体と連携を図り、児童生徒の安全確保に努めること。
・小学校においては、放課後児童クラブや愛好会、放課後等デイサービス事業所などに措置内容を周知すること。
・措置を講じる場合は、学校教育課（℡43－9153）に報告すること。

（４）被害報告

・震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかに教育総務課通知の「災害発生時の教育委員会への被害報告用フォーム」により、被害状況（学校施設・児童生徒及び教職員）を報告すること。
・風水害等により、学校施設・児童生徒及び教職員に被害があった場合は、速やかに教育総務課通知の「別紙３　被害状況報告書」を作成して「Govatt」により報告（ポスト）すること。

（５）保護者引渡しへの対応

・保護者への引渡しを実施する場合は、学校安全情報配信メールや保護者連絡用アプリ「tetoru」等を活用し、確実に情報を伝達すること。また、必要に応じて開封状況を確認し、未確認者には電話連絡を行うなど、情報の確実な配信に努めること。
・引渡しに当たっては、緊急を要する場合を除き、児童生徒及び保護者に過度な負担や混乱が生じないよう配慮し、短時間での迎えや一律の時刻までの来校を求めることのないよう、学校や地域の実情を踏まえ、引渡時刻や方法等を十分検討した上で実施すること。
・引渡しの際には、学校周辺道路の交通渋滞や事故防止のため、「学年等による引渡時間の分散」「校庭等を活用した駐車場所の確保」「徒歩による迎えの推奨」「校内車両動線の一方通行化」「必要に応じた交通誘導員の配置」など、学区や学校の実情に応じた対策を検討すること。また、引渡方法や来校経路等については、平時から保護者に周知しておくこと。

（６）避難所開設となった学校の対応

・避難所開設となった学校においては、校長指示の下、教職員は児童生徒の安全確保を最優先に対応すること。また、管理職を中心に、市職員や自主防災組織等と連携しながら避難所開設及び初期運営に協力すること。
・保護者への引渡しについては、避難者の受入れと重なることが想定されるため、出入口の動線や引渡時刻や方法など、あらかじめ検討しておくこと。
・避難所が閉所するまでの間は、施設の責任者として、管理職のいずれか１名（又は交代で）が学校に常駐すること。

（７）初動開設避難所に設定されていないが地域住民が避難してきた際の学校の対応

・初動開設避難所に設定されていない学校であっても、地域住民が避難してきた場合は、児童生徒の在校の有無にかかわらず、一時的に受け入れること。
・校長は、速やかに市災害対策本部（災害対策課 TEL43－9564）に報告し、今後の対応について指示を受けること。
・市職員等が到着するまでの間は、教職員は児童生徒の安全確保を最優先に、役割分担の上、可能な範囲で避難してきた地域住民の初期対応を行うこと。
・児童生徒が在校している場合は、避難してきた地域住民と児童生徒の避難場所及び動線を可能な限り分け、児童生徒の安全確保に努めること。また、保護者への引渡しを行う際は、混乱が生じないよう十分に考慮して対応すること。

３　防災気象情報について

（１）防災気象情報の見直し

令和８年５月 29 日より、「大雨」「河川氾濫」「土砂災害」「高潮」に係る防災気象情報が見直され、警戒レベル（１～５）に対応した名称となった。

レベル	旧気象情報	新気象情報	住民がとるべき行動
レベル５	・大雨特別警報 ・氾濫発生状況	・大雨特別警報 ・河川氾濫特別警報 ・土砂災害特別警報 ・高潮特別警報	・命の危険 ・直ちに安全確保
レベル４	・氾濫危険情報 ・土砂災害警戒情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報	・大雨危険警報 ・河川氾濫危険警報 ・土砂災害危険警報 ・高潮危険警報	・危険な場所から 全員避難
レベル３	・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮注意報	・大雨警報 ・河川氾濫警報 ・土砂災害警報 ・高潮警報	・高齢者は避難
レベル２	・洪水注意報 ・大雨注意報 ・高潮注意報	・大雨注意報 ・河川氾濫注意報 ・土砂災害注意報 ・高潮注意報	・避難行動の確認
レベル１	・早期注意情報	・早期注意情報	・災害への心構えを高める

【新旧対照表】

特別警報	・暴風　・波浪　・大雪　・暴風雪
警　　報	・暴風　・波浪　・大雪　・暴風雪
注 意 報	・強風　・波浪　・大雪　・風雪　・濃霧　・雷　・乾燥 ・なだれ　・着氷　・着雪　・霜　・低温　・融雪

（２）警戒レベル相当情報以外の気象情報の取扱い

「大雨」「河川氾濫」「土砂災害」「高潮」に係る気象情報を除き、その他の特別警報や警報、注意報については従来どおりで変更はない。

（３）防災気象情報等に応じた対応

・「大雨」「河川氾濫」「土砂災害」「高潮」に係る警戒レベル（１～５）の見直しを受け、別紙１「自然災害発生時及び防災気象情報発生時の対応について」を参考に、自校の危機管理マニュアルを見直すとともに、学区（通学路・地理的条件）の状況を踏まえ、児童生徒の安全を最優先に適切に対応すること。

・「大雨」「雷」など、危険な状況下で保護者引渡しや下校を行わないこと。

４　地震について

・震度５弱以上の地震の場合は、施設や設備（トイレや受水槽含む)、通学路等について被害の有無を必ず確認すること。

・震度５弱以上の地震発生後は、大きな余震や後発地震の発生も考えられることから、地震発生後おおむね１週間程度内に校外学習を予定している場合は、実施の可否を慎重に判断すること。また、実施する場合は、事前に避難場所や避難経路、緊急時の連絡方法等を確認するなど、安全確保を十分図った上で実施すること。

５　津波について

・在校時に大津波警報が発令された場合に備え、避難場所をあらかじめ児童生徒や保護者へ周知しておくこと。

・沿岸部に所在する学校は、児童生徒の安全確保を最優先とすること。
※津波による危険が継続している間は保護者への引渡しを行わないこと。

６　熱中症特別警戒アラート等について

（１）熱中症特別警戒アラート発表時

・熱中症特別警戒アラートは一日単位での発令であり、環境省から取消しや解除アナウンスがないため、市内一斉休業の措置は当該日のみとする。

・当日、翌日について新たに発表された場合は、翌日も継続して休業となるが、発表されなければ、翌日は登校日とする。

・当日の気温や湿度、暑さ指数（WBGT）が低い場合であっても「午後から登校」「部活動だけ実施」等、各学校による独自の判断で出校させないこと。

・学校管理下で実施する部活動等の大会やコンクールへの参加については、主催者の指示や判断を踏まえるとともに、会場の空調設備の状況、会場までの移動における暑さ指数（WBGT）を踏まえた送迎や移動方法など、熱中症対策の実施状況を総合的に勘案し、校長が判断すること（熱中症警戒アラート発表時も同様)。

（２）熱中症警戒アラート発表時

・校長の判断により、運動の中止に加え、活動内容・活動時間・活動場所等教育活動の制限について措置を講じること。

・熱中症警戒アラートが発表されていない状況であっても、暑さ指数（WBGT）を適宜測定し、校長判断により、必要に応じて教育活動の制限等の措置を講じること。

（３）教職員への対応

・特別警戒アラートの対象日は、原則として、教職員は出勤とするが、出勤することが著しく困難である場合は「出勤困難休暇」の申請対象とする。

７　教職員の参集について

（１）参集基準表

○・・自主参集　　△・・自宅待機

種類	校長・教頭	教員等
■地震		
・震度４以下	△	△
・震度５弱・５強	○	△
・震度６弱以上	○	○
■津波		
・津波注意報	△	△
・津波警報	○	△
・大津波警報	○	○
■風水害		
・レベル２　・注意報（注意報）	△	△
・レベル３　・警報（警報）	△	△
・レベル４（危険警報）	○	△
・レベル５　・特別警報	○	○

（２）地震・津波災害時の職員参集に関する留意事項

・勤務場所が津波浸水想定区域内にある場合は、勤務場所を職員参集場所に指定せず、初動対応が可能な場所を職員参集場所とすること。

・職員が津波浸水想定区域内に居住し、かつ、休日夜間等の勤務時間外である場合は、家族等を近隣の指定避難場所へ速やかに避難させるなど、安全を確認した後に指定された場所に自主参集すること。

・津波浸水想定区域内の通行を避け、安全かつ確実な経路・方法で自主参集すること。

（３）風水害等災害時の職員参集に関する留意事項

・開設された最寄りの避難所へ家族等を速やかに避難させるなど、安全を確認した後、指定された場所に参集すること。

・職員は、被害が想定される区域の通行を避け、安全かつ確実な経路・方法により参集すること。

教育委員会定例会資料
令和８年８月 27 日
是　川　縄　文　館

令和８年度是川縄文館秋季特別展

「発掘された日本列島 2026」

全国で毎年約8，000件の発掘調査が実施されているが、国民がその成果に実際に触れる機会は、極めて限られている。このため、近年、特に注目された出土品を中心とした展示を構成し、全国を巡回させることにより、国民が埋蔵文化財に親しみ、その保護の重要性に関する理解を深めることを目的とする。平成7年度から始まり、令和８年度で32 回目となる。

1. 主催

文化庁、東京都、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館、東京都江戸東京博物館、市立伊丹ミュージアム、松本市立博物館、新潟県立歴史博物館、全国新聞社事業協議会、デーリー東北新聞社、東京新聞、神戸新聞社、信濃毎日新聞社、新潟日報社

2. 会期

令和8年9月 26 日(土)～11 月3日(火・祝) 33 日間(休館日除く)

巡回館及び各開催期間

・東京都江戸東京博物館
　令和8年6月 13 日(土)～7月 26 日(日)
・市立伊丹ミュージアム
　令和8年8月7日(金)～9月 13 日(日)
・松本市立博物館
　令和8年 11 月 14 日(土)～12 月 28 日(月)
・新潟県立歴史博物館
　令和9年1月 16 日(土)～2月 28 日(日)

3. 協力機関

全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会、全国埋蔵文化財法人連絡協議会、公益財団法人元興寺文化財研究所、共同通信社

4. 後援

全国史跡整備市町村協議会

5. 展示内容(予定)

我がまちが誇る遺跡
新発見考古速報
特集　遺跡から読み解く多様な歴史文化・キッズ考古学新聞コンクール

主な展示品

全国約 45 遺跡 約 440 点



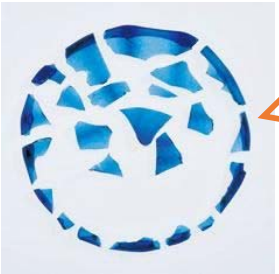
全国3例目の出土！
農耕儀礼との関わりが
考えられる木の仮面

木製仮面
大阪府西岩田遺跡
（弥生時代終末～
古墳時代初頭）



頭には髷を結った表現
両手を前に差し出して、
何かを捧げ持つ姿をし
ている

巫女形埴輪
山口県天王森古墳
（古墳時代後期前半）



伊達氏300年の軌跡
政宗の趣向をあらわす
ヴェネチア産のガラス鉢

青色ガラスモール鉢
仙台市指定有形文化財
宮城県仙台城跡
（江戸時代）

併催行事

**・地域展「出土品を遺す・伝える
～是川遺跡出土品の 105 年」**

発掘から 105 年を迎えた是川遺跡の出土品の歩みを振り返ります

協力機関：千葉学園高等学校
会場：是川縄文館２階　研修室
観覧料：無料

・特別展考古学講座

演題：『「発掘された日本列島 2026」展のみどころ』
講師：ナワビ矢麻　氏
（文化庁文化資源政策・記念物課
埋蔵文化財部門　文化財調査官）
日時：9月26日（土）13時～14時30分
会場：是川縄文館1階　体験交流室
定員：100名

・特別展ギャラリートーク

①日時：9月26日（土）10時～
講師：ナワビ矢麻　氏
（文化庁文化資源政策・記念物課
埋蔵文化財部門　文化財調査官）
②日時：会期中の土曜日　14時～
講師：当館学芸員

休館日／9月 28 日、10月5日、12 日、
13 日、19 日、26 日
観覧料／一般 500 円（団体料金有）
※11 月 3 日（火）は観覧料無料

教育委員会定例会資料
令和８年８月 27 日
総合教育センター

「青少年のための科学の祭典 2026」第 30 回記念八戸大会 開催報告について

平成８年度から継続開催し、今年で 30 回の節目となる「青少年のための科学の祭典 2026」第 30 回記念八戸大会を開催しましたので、報告いたします。

１　事 業 名　「青少年のための科学の祭典 2026」第 30 回記念八戸大会
主催　「青少年のための科学の祭典2026」
第30回記念八戸大会実行委員会
公益財団法人日本科学技術振興財団
八戸市、八戸市教育委員会
後援　青森県教育委員会、八戸工業大学、八戸学院大学
他　全 15 機関・団体

２　ね ら い　多くの青少年に、科学のおもしろさや不思議さを体験してもらい、科学に対する興味・関心を高める。

３　開催日時　８月 ８日（土）　9:45 ～ 16:00
８月 ９日（日）　9:00 ～ 15:00

４　開催内容　展示ブース及びワークショップ　全 56　を開設

５　来場者数　延べ　1,504 人　（令和７年度　1,322 人）　182 人増
８月 ８日（土）　566（593）人〔こども 290（317）人、大人 276（276）人〕
８月 ９日（日）　938（729）人〔こども 481（380）人、大人 457（349）人〕

６　スタッフ数　延べ　528人

	8/6（木）	8/8（土）	8/9（日）
演示講師		120人	122人
学生補助		55人	55人
ボランティア	34人	49人	52人
実行委員等		21人	20人

７　アンケートから
・子どもも親も楽しめた。無料で体験できるのがよい。
・とても楽しい祭典なので、長く続けてほしい。来年も来たいと思った。
・内容が深いものや気軽に出来るものなどブースが充実していて楽しめた。
・難しい内容と思っていたが、中高生のボランティアが熱心に教えてくれて楽しめた。
・昨年より親子で体験できるブースがありよかった。
・車を止めることができなかった。混雑して体験できなかったブースがあった。
・会場がわかりにくかった。　等